

アピオスペース使用手引

(目的)

- この会館（アピオスペース）は、当組合の共同施設として建設したもので、主として組合員等（組合員・賛助会員）及び同従業員（福利厚生等）の使用を原則としております。
なお、未使用のときは、組合員等以外に貸し出しをすることがあります。

(使用申込及び料金の支払い)

- 使用申し込みは、使用日の1ヶ月前より受け付けいたします。
- 当会館の使用を希望される方は、「アピオスペース使用申込書」の提出後、使用料の支払いをもって正式の申し込みといたします。組合員等以外への貸し出しに際しては、「アピオスペース使用申込書」の提出後、使用の適否について検討した上で決定いたします。
- 電話、または口頭により申し込まれた場合は、10日以内に上記2の手続きをいただきませんと、取り消しの扱いになります。（10日を超えた場合は、違約金の対象となることがあります。）
- 申し込みの受付時間は、平日の月曜日～金曜日 午前9時～午後5時までといたします。
- 使用料は別表の通りとし、会場使用料の使用時間には、準備、後片付け、清掃に要する時間も含まれます。
- 使用料は申し込み時に前納していただきます。（追加使用料・飲食代は、会場使用後に精算いたします。）
ただし、組合が認めた場合は、後納の場合もあります。

(違約金及び損害金)

- 正式の申し込みの後で使用の取り消し、または使用日の変更があったとき、下記により違約金を申し受けます。
 - 使用日前14日以内の申し出の場合（会場使用料の全額）
 - 使用日前14日超～30日以内の申し出の場合（会場使用料の3割額）
 - 使用日前30日超～60日以内の申し出の場合（会場使用料の1割額）
 - 使用日前60日超の申し出の場合（無し）
 なお、不可抗力により使用することができなかつた場合、または組合の都合によりその使用を中止もしくは使用日を変更した場合、または組合が認めた場合、この限りではありません。
- 当会館の使用において、建物、付属物、備付物件を毀損または汚損したとき、感染症の発生による消毒等が必要となったときは相当額の損害額を申し受けます。

(免責)

- 当会館への持ち込み品の盗難、火災、その他の被害については、一切責任を負いません。
- 組合が使用予約を取り消し、または使用を中止した場合、その損害については一切責任を負いません。

(使用上の注意)

- 許可なく、使用の内容、目的を変更したり、使用する権限を他に譲渡したりすることはできません。
- 当会館を使用する際の案内状・広告チラシ等には、必ず主催者の名前・所在地・連絡先を明記して下さい。また、事前に組合まで提出して下さい。
- 物品の搬入出は、指定箇所からのみ行い下さい。
- 許可なく、当会館で火気の使用はできません。
- 許可なく、施設へのテープ類、糊、くぎ、画びょう等の使用はできません。
- 当会館の非常口及び消火栓前を塞ぐことはご遠慮下さい。
- 許可なく、当会館への飲食物の持ち込み、並びに指定箇所以外での喫煙・飲食はご遠慮下さい。
- 使用後は、椅子等の備品を指定保管場所に整理格納の上、組合の点検を受けて下さい。また、ごみは持ち帰り、灰皿等の借入れ物は洗浄の上お返し下さい。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する使用上の留意点」を遵守して下さい。

使用料の郵送及び振込は下記へお願いいたします。なお、送料、振込手数料等は使用申込者のご負担願います。

◆ 送付先 会津若松卸商団地協同組合
〒965-0059 会津若松市インター西90番地 アピオスペース
TEL 0242(37)2801 FAX 0242(37)2805

◆ お振込先 口座名義：会津若松卸商団地協同組合 理事長 山本 真一

- ・東邦銀行 会津アピオ支店（普） No.337
- ・東邦銀行 会津支店（普） No.1555177
- ・福島銀行 会津支店（普） No.1118627
- ・大東銀行 会津支店（普） No.1329323
- ・会津信用金庫 本店営業部（普） No.1247838